

11月は秋のこどもまんなか月間です

子どもへの体罰は法律で禁止されています

親が「しつけ」と称して、子どもをたたく事例があとを絶ちません。「体に苦痛を引き起こす」「意図的に不快感をもたらす」、このような行為は体罰に該当します。子育て中の保護者だけでなく、社会全体で体罰をなくし、温かい関係を築く子育てをしましょう。

問 こども家庭支援センター

ID 1027566

しつけと体罰はどう違うの？

しつけとは、子どもの人格や才能などを伸ばし、自立した社会生活を送れるようにサポートしていくことです。どうすればよいのかを言葉で伝える必要があります。

痛みによる恐怖心などによって子どもの行動が変わったとしても、子どもの成長の助けにならないばかりか、心身の発達などに悪影響を及ぼしてしまう可能性もあります。

否定的な感情が生じたときは

子育てをしていてストレスなどから否定的な感情が生じたときは、深呼吸して気持ちを落ち着けたり、ゆっくり5秒数えたり、窓を開けて風にあたって気分転換するなど、少しでも解消につながりそうな自分なりの工夫を見つめましょう。

子どものメンタルヘルス

国立国際医療研究センター国府台病院子どものこころ総合診療センターでは、子どものメンタルヘルスに関わるさまざまな情報を動画で配信しています。YouTubeチャンネル「子どものこころラボ」<https://www.youtube.com/channel/UCEFHINhPa2-bSVhP1gu8dlw> (右記二次元コード) をご覧ください。



相談・連絡先

- 子育てで悩んだら
こども家庭支援センター（健康センター地下1階） ☎350・7867
※月～土曜日午前9時～午後5時（来所での相談も可）
- 虐待を疑ったら
児童相談所虐待対応ダイヤル ☎189 ※24時間受け付け
児童虐待ホットライン ☎351・8041 ※月～土曜日午前9時～午後5時

No. 2

消費生活

お役立ち掲示板

旅行の予約内容は入念に確認しましょう

新型コロナウイルス感染症による行動制限が緩和されてきたことから、旅行を計画している方も増えてきたのではないのでしょうか。最近だと、店舗ではなくインターネットから簡単に旅行予約ができますが、その際には注意が必要です。

例えば、前日見たネット広告で国内ツアーが「1人4万5000円」だったため、ブックマークをしておき翌日申し込んだところ、代金が「1人6万円」になっていた、というトラブルがあります。

旅行予約サイトでは、日によって旅行代金やプラン内容が変わっていることがあります。店舗とは異なり、対面で詳しく説明を受けることができないので、消費者自身が申し込み完了前に内容をしっかりと確認する必要があります。また、解約や内容変更などに関する条件は、原則契約内容にしばられます。申し込み完了直後に入力ミスなどに気付いても、無条件で解約・変更ができるわけではないので注意しましょう。

予約をしたあとは、申し込み時の予約内容が確認できる画面や契約後に送付される予約確認メールなどを、旅行が無事に終わるまで、スクリーンショットや印刷をして保管しておくことをおすすめします。

不安なことや困ったことがあれば、お気軽に消費生活センターへご相談ください。

問 消費生活センター（市役所10階） 毎週月～金曜日 午前10時～午後4時 相談専用電話 ☎390・0030 電話または来所で相談できます

ID 1041033

ご意見をお寄せください

市では、次の各案について、皆さんにご意見を伺います。

①浦安市自転車駐車場の整備及び自転車の放置防止に関する条例施行規則の一部改正（案）

問 市民安全課 市役所3階 ☎351・8600 ☎712・6590 ✉shiminanzen@city.urayasu.lg.jp ID 1040878

②（仮称）浦安市空家等及び空き住戸の適正管理に関する条例（素案）

問 住宅課 市役所6階 ☎353・4378 ☎712・6284 ✉jyutaku@city.urayasu.lg.jp ID 1040909

意見提出方法

※いずれも消印有効

①11月30日(木)・②12月14日(木)までに、次のいずれかの方法でお寄せください。

直接提出 書面でまとめたものを、各担当課へ

郵便 ハガキまたは市長への手紙、封書で、〒279-8501浦安市役所各担当課へ

ファクス Eメール 件名を各案とし、各担当課へ

ご意見には必ず、氏名と住所（団体の場合は、団体の所在地・名称・代表者の氏名）を記入してください。各案の全文は、市ホームページ、情報公開室（市役所10階）、各駅前行政サービスセンター、中央図書館・各分館、各担当課でご覧になれます。また、②は、YouTubeの「浦安市【公式】」チャンネルで説明の動画をご覧になれます。いただいたご意見は、市の考えなどと一緒に、市ホームページなどでお知らせします。